

平成28年度第12回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第1号）

平成29年3月9日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

3 番 岩永 宏介 君

11 番 田中 隆敏 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

3 監査報告

第 3 報告第11号 専決処分の報告について

第 4 議案第39号 工事請負契約の締結について

第 5 議案第40号 工事請負契約の締結について

第 6 議案第41号 平成28年熊本地震により被害を受けた土地及び家屋に係る固定
資産税の減免の特例に関する条例の制定について

第 7 議案第42号 御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第43号 御船町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

第 9 議案第44号 御船町学校給食共同調理場設置条例の制定について

第10 議案第45号 御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

第11 議案第46号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第10号）について

第12 議案第47号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

第13 議案第48号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につ
いて

第14 議案第49号 平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2
号）について

- 第 1 5 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 6 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 7 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度御船町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 8 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度御船町一般会計予算について
- 第 1 9 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 2 0 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度御船町介護保険事業特別会計予算について
- 第 2 1 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 2 2 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度御船町緑の村事業運営特別会計予算について
- 第 2 3 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度御船町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 2 4 議案第 5 9 号 平成 2 9 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について
- 第 2 5 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度御船町水道事業会計予算について
- 第 2 6 議案第 6 1 号 御船町老人憩の家指定管理者の指定について
- 第 2 7 議案第 6 2 号 御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定について
- 第 2 8 議案第 6 3 号 御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について
- 第 2 9 同意第 2 号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 3 0 陳情第 1 2 号 五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書について
- 追加日程第 1 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第 2 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第 3 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第 4 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第 5 議会改革特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第 6 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について
- 追加日程第 7 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 田端 幸治 君	2 番 森田 優二 君
3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯視 君
5 番 福永 啓 君	6 番 田上 忍 君
7 番 藤川 博和 君	8 番 池田 浩二 君
9 番 清水 蕙 君	11 番 田中 隆敏 君
12 番 沖 徹信 君	13 番 岩田 重成 君
14 番 井本 昭光 君	

3 欠席議員（1名）

10 番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長 藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長 本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長 藤本 龍巳 君	税 務 課 長	福本 悟 君
町民保険課長 宮崎 尚文 君	こども未来課長	坂本 幸喜 君
福祉課長 道山 敏文 君	健康づくり支援課長	松下 信一 君
農業振興課長 松永 正夫 君	商工観光課長	野口 壮一 君
建設課長 松岡 秀明 君	学校教育課長	米満 速敏 君
社会教育課長 藤本 勉 君	環境保全課長	宮崎 靖 君
会計管理者 福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

ただ今から、平成28年度第12回御船町議会定例会 3 月会議を再開いたします。

10番塚本勝紀議員より欠席の申し出が入っております。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井本昭光君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3 番、岩永宏介君、11番、田中隆敏君を指名いたします。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第 2 諸報告

○議長（井本昭光君） 日程第 2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告を行います。

2 月17日、第67回熊本県町村議会議長会の定期総会が開催をされました。総会では平成27年度歳入歳出決算の日程、平成29年度歳入歳出予算及び会務の運営方針また各郡からの提出案件並びに提言設備について陳情採択をされました。

また、平成28年熊本地震からの復旧復興に関する特別決議についても満場一致で採択をされました。また、定期総会において御船町議会の復興のあおぞら21特別号が地震発生後の厳しい状況下においても、迅速に議会広報誌を発行し住民の安全確保と不安解消に寄与したとして、全国町村議会議長会により特別評を受賞いたしました。

2 月27日、御船町議会議員独自研修会を開催しました。本年は衆議院議員の石破茂先生を講師にお迎えし、地方創生及び熊本地震からの復興について演題として講演をしていただきました。石破先生からは人口減少社会に向けて地方自治体はどう取り組んでいくかなど、貴重なお話をいただき、これから御船町の地震からの復興や地方創生に推進していくうえで大変参考となる研修でありました。議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配布のとおりです。内容を御覧の上御了承を願います。

次に、地方自治法第119条第 9 項の規定による、監査の結果報告及び、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による、現金出納検査 1 月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

なお、地方自治法第119条第 9 項の規定による、監査の結果についてこのあと山下代表監査員からの報告があります。

これで諸般の報告を終わります。

続いて行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

春の全国火災予防週間に向けて去る2月26日に消防団による啓発パレード出発式を行いました。現在、御船町には解体を待つ無人となった住家や仮設住宅と火災の対象となる母屋が増えています。周知啓発により火災予防に対する認識を今一度新たにしていきたいと思っております。

次に、企画財政課について報告いたします。

震災復興計画の策定状況について報告します。現在、震災復興計画基本方針に基づき素案を作成し、震災復興計画策定会議及び議会震災復興支援特別委員会パブリックコメントによる意見徴収を行っています。今後、各方面からいただいた意見を踏まえ、素案の軸を高め、震災復興計画策定会議への諮問及び答申を経て今年度中に計画を確定します。

次に、地域おこし協力隊について報告します。先般、二次募集を行ったところ2名の応募があり、現在書類審査を行っています。今後、面接による選考を行う予定としており、御船町地域おこし協力隊員に委嘱された方には、化石発掘体験の産業化及び運営していくための仕組みづくりなどを担っていただきたいと予定しています。

次に、町民保険課について報告します。平成27年に国民健康保険法が改正され、それに伴い平成30年度からは県が各市町村の所得及び医療水準、被保険者数等に応じ市町村ごとの納付金を算定します。それに基づき市町村は、国民健康保険税を徴収し納付金を県に支払うこととなります。現在、各種データを基に納付金の試算が行われていますが、ほとんどの市町村において住民が負担する国民健康保険税が上がることになる見込みです。今後、国保財政運営の都道府県以降の要望について住民に対し周知を行っていきます。

次に、こども未来課について報告します。町立高木保育園民営化について報告します。2月20日に開催した選考委員会において、応募のあった2法人の理事長、並びに園長予定者を招き、最終面接審査が行われました。審査の結果、社会福祉法人南苑会を町立高木保育園の引き受け推薦法人と決定され、選考委員会から答申が行われました。これまでの審議内容や応募法人の提案内容等を確認した結果、当該法人を高木保育園の引き受け法人として3月3日付で決定しました。今後は、平成30年4月の開園に向け平成29年度に引継ぎ

保育を行いスムーズな移行ができるよう計画しています。

次に、健康づくり支援課について報告します。2月16日に御船町健康づくり推進協議会委員委嘱状交付及び第一回研修会を開催しました。研修会ではそれぞれの活動内容を報告し、また熊本地震を経てそれぞれの組織の状況について意見を交換しました。今後も情報を共有しアイデアを出し合い、連携しながら進めていきたいと思っています。

次に、商工観光課について報告します。2月26日御船の幕末から西南戦争の歴史をたどると銘打ち、御船町歴史ウォーキングを開催しました。当日は29名の参加があり、5名の観光ボランティアガイドにより西南戦争激戦地となった妙見坂公園などを案内し御船に残る軌跡を散策しました。その後、温泉施設、華ほたるで昼食と温泉を満喫していただき、参加者アンケートでは「満足」との意見が多かったツアーとなりました。

次に、建設課について報告します。災害公営住宅整備事業について報告します。昨年10月に被災者を代表として住居再建に関する意向調査を実施しました。その中で、災害公営住宅への入居希望者数や建設希望室等を把握し、供給方針案を策定検討したところです。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。1月26日及び27日に小坂地区、滝尾地区において住民説明会を開催し1月30日から滝尾地区と御船台団地においてボーリング調査を開始しました。今後は学識経験者等の専門家の意見を踏まえ復旧方法の検討が必要であると考えています。

次に、町営住宅災害復旧事業について報告します。妙見坂、辻、玉虫の3団地については、既に国の災害査定を受けており、国の補助事業を活用した復旧事業を行うこととしています。現在、これらの工事発注に向けて設計業務等の作業を行っているところです。これから3団地の復旧事業については平成29年度内での事業管理を予定しています。中原団地については、設計業務を発注し災害査定に向けて作業を開始したところです。災害査定 of 時期については平成29年7月実施で要望をしているところです。

次に災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について報告します。現在、町内42カ所申請中で、20カ所が採択済みです。国及び県の採択が完了次第、住民説明会を開催予定としています。また、町が事業主体となる大規模盛土造成地滑動崩落防止事業並びに災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る大規模災害対策事業受益者負担金については本町においても徴収しない方針としました。なお、当該事業受益者負担金に該当する財源については、起債による対応をすることとしました。

次に、応急修理制度について報告します。2月28日現在の進捗状況は受付件数が934件、完了件数671件となっています。工事の施工期限は決まっていますが申込期限は平成29年4月13日までとなっています。現在も家屋被害調査が行われていることから、今後も申請があると予想しています。

次に、公共土木災害復旧事業について報告します。公共土木施設災害査定が昨年12月に第22次査定をもって終了しました。査定の結果として平成28年災害総件数384件、査定総決定額29億6,336万8,000円となりました。平成28年度中に発注率30%を目指しています。

次に、環境保全課について報告します。倒壊家屋等の先行解体、公費解体申請は3月6日現在1,193件で解体完了件数600件、進捗率50.3%です。平成29年3月までに解体完了する件数は650件と予定しています。また、公費解体申請等の受付終了が3月末日までになっていることについて、広報みふね及びホームページでお知らせしています。3月24日開催の嘱託員定例会でも再度周知する予定としています。

次に、学校教育課について報告します。御船町学校給食センターの建設工事が明日3月10日に完了します。3月17日に町の検査を行い、21日に落成式を計画しています。町内各学校におきましては、卒業、入学のシーズンに入り3月11日に御船中学校の卒業式、23日には各小学校の卒業式を予定しています。また、平成29年度入学式を4月11日午前10時から各小学校、同日午後2時から御船中学校で予定しています。

次に、社会教育課について報告します。第43回熊日郡市対向男子駅伝大会が2月12日に開催され、御船町から2名の選手が出場しました。結果は、昨年と同じく10位という成績でしたが来年度へ向けて期待ができる走りを見せてくれました。

次に、御船中学校地域未来塾について報告します。2月25日に平成28年度御船中学校地域未来塾の閉校式が行われました。この日受講した生徒はこれまで熱心に指導いただいた講師の先生や学習支援員の方に感謝の言葉を述べており、生徒たちにはこの塾で学んだものを将来に役立ててほしいと思います。

次に、御船町スポーツセンターについて報告します。スポーツセンターについては、現在被災したアリーナが使用できず町民の皆様には大変御迷惑をおかけしております。3月6日に国の災害査定を受け復旧に向け一歩前進しましたので、一日も早くアリーナが開放できるよう今後は工事発注等計画的に進めていきます。

次に、恐竜博物館関連について報告します。御船恐竜国際シンポジウム「アジアと北米

の恐竜の進化」を3月19日から20日に開催します。このシンポジウムは地方創生加速化交付金事業の一環であり、御船町恐竜博物館とロッキー博物館の姉妹間提携5周年記念関連事業にも位置付けられているものです。国内外から講師の先生をお招きし、意見交換や討論会を行い、また化石発掘体験を予定しています。

以上で行政報告を終わります。

施政方針を述べます。

平成29年3月議会の開会にあたり、町政運営に対する初心を申し上げ議員の皆様並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

私は、1月の仕事始式で職員に対し御船町は今年「ありがとう行政を推進する」と宣言しました。町民、特に熊本地震の被災者の方に寄り添い、一人一人が抱えておられる困りごとをお聞きし解決方法を探り、悩みを共有することで被災者の心の負担を軽くしてほしいと訓示しました。この理由は、町民の皆様から「ありがとう」と感謝され、町民の皆様にも「ありがとう」と感謝をし、共に働く仲間にも「ありがとう」と言える、そんな「ありがとう」があふれる「ありがとう行政」を目指したいという思いからです。昨年4月に発生しました熊本地震からやがて1年がたとうとしています。平成29年度は復興元年となります。現在、策定中の震災復興計画に基づき計画的に復興に取り組みます。

また、地方創生にも引き続き取り組み、人口減少の抑制に向けて努力してまいる所存です。震災復興については、震災復興計画策定基本方針において将来像を「みんなが夢をもって住み続けられる町」としています。子どもから高齢者まで、それぞれの世代が抱えている夢を実現して住み続けてもらえる町を目指すというものです。そして将来像を達成するために、被災者の生活再建、地域コミュニティの再生、災害に強い町づくり、公共施設の復旧。産業の発展の5つの方向性がかかげ、それに沿った施策に取り組むこととしています。まずは、被災者の生活再建です。キーワードを「立ち上がる」としており、被災された方が立ち上がり安心して暮らせる環境づくりにとりくむこととしております。課題である自立再建が困難な被災者の住まいの確保については、災害公営住宅を建設することとしています。来年度は建設戸数の正確な絞り込みと用地取得など建設に向けた環境整備に取り組みます。

また、熊本地震では各地に大きな被害を受けた方が大勢おられますので、復興基金事業を活用して被災者宅地の復旧を支援します。

次に、地域コミュニティの再生です。キーワードは「繋がる」です。熊本地震の発災当初の対応において行政も、そして町民も「人と人」「人と地域」の繋がりがいかに大切かということを認識しました。熊本地震では地域の方々のよりどころである集会場、コミュニティ施設などに被害を受けたところが数多くあります。復興基金事業を活用して、これらの施設の復旧を支援して「人と人」「人と地域」の繋がりの再生に取り組みます。町には21の応急仮設団地がありますが、この応急仮設団地でどのようにしてコミュニティを形成するかが課題です。地域支え合いセンターと連携して団地のコミュニティ形成に取り組みます。

また、元気地域づくり交付金を活用して、地域の自主的な取り組みを支援し、コミュニティの活性化を推進します。

次は、災害に強い町づくりです。キーワードは「備える」としています。熊本地震は本町において地域防災計画で想定した以上の被害をもたらしました。計画に記載されていない問題に対応しなければならないことも多く、現場は戸惑いました。そこで、万が一の大災害にも備えるため地域防災計画を見直します。また、本町には非常時における町民への情報伝達手段がありません。来年度は、防災行政無線に係る調査設計を行います。

次に、公共施設の復旧です。キーワードは「戻す」としています。震災で甚大な被害を受けた町道、橋梁、下水道などの公共施設について国、県の災害復旧制度を活用して、甚大な被害を受けた公共施設を一日も早く被災前の姿に戻し復興に向け基礎固めをします。

次は、産業の振興です。キーワードは「さかえる」としています。農業関係では農地、農業用施設など、生産基盤に甚大な被害を受けました。そこで、町がさかえるため様々な制度を活用して生産基盤の復旧に努め、町の基幹産業である農業の振興を図ります。また、町内3カ所にあるインターチェンジの地理的優位性を生かし地場企業にも波及効果が期待できる企業の誘致に向けた具体的な戦略に取り組みます。

このほか、施策については総合計画の分野における主な施策について説明してまいります。まず、便利で快適な町分野について説明します。道路網の整備、環境保全の分野となります。ごみ、し尿処理など、廃棄物処理において、施設や組織の変更、組織の更新、ごみの排出抑制、資源化及び適正処理など、現在上益城5町と西原村とで連携し広域化に向けて取り組んでおります。平成27年度から、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会で具体的に廃棄物の共同処理体制の整備協議を行っているところであり、来年度に新たな

複合事務組合の設立を目指しています。

下水道事業につきましては、浄水センターなど整備の管理運営は下水道長寿命化計画を基に補助事業を活用し経費削減に取り組むとともに、下水道への接続加入促進を行うことにより経営の健全化を図ります。

町道につきましては、地震、豪雨被害からの復旧最優先となりますが、平成29年度も安全な交通の確保と、その円滑化、経済基盤の整備、生活環境保全を図ることを目的として、町道の局部改良など地域の必要に応じた効率的かつ、効果的な道路整備を推進します。主な事業としては、平成30年度に供用開始が予定されている九州中央自動車道延岡線の（仮称）上野インターチェンジ整備事業です。インターチェンジの設置により上野、田代地域と九州中央自動車道の効率的なアクセスが確保され、救急医療体制の確立、農産物の販路拡大、過疎地域における定住促進、企業誘致など多方面へ起用することを期待しております。

次に、町道、落合浄光寺線四宮橋の掛け替え事業に着手します。平成29年度は架け替えに係る用地の測量及び改修を計画しています。その後、平成30年度に橋梁の下部工事を行う予定としております。また、町道吉無田線改良事業にも取り組んでまいります。

次は、安心安全な町分野です。防災面の取り組みにつきましては、震災復興のところで説明しましたので省かせていただきます。まず、高齢者福祉面ですが少子高齢化が急速に進行する中、団塊の世代が75歳に達する5年後には、本町の人口の4割近くが高齢者となる見込みです。高齢者となり要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要であり、その実現に向け取り組んでまいります。子ども子育て支援につきましては、御船町子ども子育て支援事業計画に基づき子育てと仕事が両立できる環境づくりなどきめ細やかな取り組みを推進して、子育てがしやすい町の実現を目指します。保育関係の施策について本町はこれまで待機児童ゼロに向けた施策に取り組んでまいりました。子育て世帯に選ばれるためには、子育てに優しい町を町民に実感していただくことが重要であると考えております。

次に、地方創生について説明いたします。少子高齢化社会が急激に進展する中、人口減少の抑制を目指して、あらゆる施策に躊躇することなく取り組むことが求められております。本町は平成27年12月に地方創生総合戦略を策定しています。その中で4つの基本目標

ごとに施策を体系化し、重点プロジェクトと展開しております。平成29年度は基本目標である新しい人の流れを作る、及び地域づくりを担う人材となる地域おこし協力隊員を2名活用予定としております。地域づくり団体の支援、恐竜化石発掘の事業化を担ってもらうことにしています。

最後に、これまで申し上げたことを着実に実行していくためには、さらなる行財政改革が必要です。平成27年度、初年度とする第3次行財政改革プログラムにおいて、3つの基本方針を徹底し自立した財政運営を最重要テーマにしています。言うまでもなく、自立した行政運営を実現するためには、自主財源の確保が最優先の課題です。自主財源の根幹をなす税収確保については、町税確保対策基本方針に基づき、収納率の向上に努めてまいります。

また、ふるさと納税につきましては、本町が被災地であったということから平成28年度は2月までに約4,400万円の寄付が寄せられました。平成29年度はこれをさらに根付かせ、寄付金額の増につなげるため、事業者と連携し魅力的な返礼品の発掘を行います。熊本地震からの復旧復興をはじめとして難しい課題が山積しておりますが、行革の歩みを進めるよう全力で取り組む所存です。平成29年度は、復興計画策定基本方針に定めた「みんなが夢をもって住み続けられる町の実現」を目指し全力で取り組む所存です。議員の皆様、町民の皆様、引き続き御支援と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

次に、来年度当初予算の基本的な考え方及び概要について説明いたします。本町にとって熊本地震からの復旧復興は最優先課題です。3月末を目標に策定を進めている御船町災害復興計画に基づく総合的復興にオール御船で取り組んでいかなければなりません。一方、地方財政に取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。自主財源の乏しい本町においては厳しい財政運営を強いられる可能性があることから、平成29年度予算の各課要求に当たり、①補助金、交付金の活用とスクラップアンドビルドの徹底 ②物件費の5%カット ③補助金の5%カット ④時間外手当の上限設定を各課に指示しました。予算原案の査定にあたっては、復旧復興事業を最優先とした上で継続事業の再検討を行い、復興計画の将来像である「みんなが夢をもって住み続けられる町」の実現につながる取り組みを推進することとしました。それでは復興の基本方針に沿って主なものを説明いたします。まず、被災者の生活再建については、災害公営住宅の整備費用2億9,575万4,000円。被災宅地復旧支援事業交付金1億4,727万3,000円。熊本地震に係る廃棄物処理費38億440万9,000円。

被災者住宅の応急修理費2,880万円など、計43億38万4,000円を計上しました。

地域コミュニティ再生では、自治公民館再建支援事業交付金1,279万3,000円。地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金1,123万4,000円。元気な地域づくり事業補助金313万5,000円など、計2,716万2,000円となります。災害に強い町づくりでは、防災行政無線調査設計費995万4,000円。地域防災計画の見直しに係る経費1,166万4,000円。消防団詰所等災害復旧工事費5,500万円など計7,661万8,000円となります。公共施設復旧では公共土木災害復旧費18億4,965万6,000円。学校施設災害復旧費2億3,255万4,000円。社会教育施設災害復旧費2億4,463万9,000円など、計23億2,684万9,000円を計上しました。産業の発展に関しては農家の自力復旧支援事業交付金2,256万8,000円。農地農業施設災害復旧費2億3,881万8,000円。企業誘致アドバイザー委託料216万円など合わせて2億6,354万6,000円を計上しております。

以上、熊本地震に係る復旧復興の取り組みに対して合計69億9,455万9,000円を計上しており、平成29年度一般会計当初予算の50%となります。

このほか、当初予算に地方創生に要する経費として地域おこし協力隊員経費788万4,000円。出産婚姻祝い品代100万円を計上しています。同じく地方創生関係予算として、国の地方創生拠点整備交付金を財源とする吉無田高原キャンプ場施設整備事業1億2,331万6,000円を平成28年度補正予算に計上し、今議会に上程しています。こちらは平成29年度に繰り越して施行することになります。

道路整備関係では、四宮橋建て替えに係る費用1,120万円。(仮称)上野インター設置工事委託費1億680万円。吉無田線、舗装補修工事費3,500万円を計上しています。

歳入では町税の歳入総額を前年度の当初予算と比べ1億284万8,000円減の13億157万3,000円を計上しました。

町民税については個人分が3億9,212万6,000円。法人分6,312万4,000円となります。個人分は震災の影響を考慮し1億2,062万5,000円の減となります。

固定資産税については、震災の影響による減収もありますが、家屋の再建、機械等の評価資産の更新が進むことが予想されますので、前年度よりも566万5,000円増を見込んでおります。平成29年度は、震災の影響で税収見込みは厳しいものがありますが、町税は歳入の根幹であります。少しでも積み上げられるよう、申告相談、家屋調査などあらゆる機会をとらえて課税客体を正確に把握し適正課税に努めるとともに、収納率向上に努めてまい

ります。

地方交付税につきましては、普通交付税について平成29年度から緊急経済対策時に起こした起債の償還が本格化することから前年度当初額に償還額に対する交付税措置分を加えたところで22億7,000万円、特別交付税は通常分に災害対応経費など特別の財政需要を加え1億9,172万円、交付税全体として24億6,172万円を計上しました。来年度は熊本地震の復旧復興に要する経費が莫大な額に上ることから財源確保は困難をきわめました。交付金、起債を基準どおりあてましたが、予算規模全体が通常の2倍以上に増加したことによる歳入不足は大きく、最終的には財政調整基金などからの繰入金5億1,983万円と繰越金1億3,016万7,000円をあてることで収支を均衡させました。最後になりますが、平成29年度予算全体を通してみますと、一般会計予算総額は前年度に比較して66億1,854万1,000円、89.8%増の139億9,237万6,000円これに特別会計及び水道事業会計を加えた予算総額は前年度比64億2,889万7,000円、47.9%増の198億5,820万3,000円となります。

以上で施政方針を終わります。

○議長（井本昭光君） 次に、平成28年度定期監査に関する監査委員の報告を行います。山下代表監査委員。

○監査委員（山下誠雄君） 平成28年度定期監査の結果を報告いたします。地方自治法第199条第1項第2項及び第4項並びに御船町監査委員に関する条例第2条の規定に基づき当町の財務に関する事務の執行及び定例に関わる事業の管理について監査を行いました。平成28年12月1日から平成29年1月18日までの期間、関係部署への質疑は13日間実施いたしました。監査の結果につきましてはお手元に配付しております定期監査報告書のとおりでございます。

以上をもちまして監査報告といたします。平成29年3月9日、御船町監査委員、山下誠雄、同じく沖徹信。

○議長（井本昭光君） これで、諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について

日程第4 議案第39号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第40号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第41号 平成28年熊本地震により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資

産税の減免の特例に関する条例の制定について

日程第 7 議案第42号 御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第43号 御船町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

日程第 9 議案第44号 御船町学校給食共同調理場設置条例の制定について

日程第10 議案第45号 御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第 3、報告第11号、「専決処分の報告について」から、日程第10、議案第45号、「御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」まで、8件を一括して上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第11号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第3号、町道荒瀬妙見坂線の事故における損害賠償額の決定について。

議案第39号、工事請負契約の締結について。町道古閑迫線道路災害復旧工事について次のとおり請負契約を締結する。提案理由、請負契約の締結については御船町議会基本条例第12条第1項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第40号、工事請負契約の締結について。普通河川山出川河川災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。提案理由、請負契約の締結については御船町議会基本条例第12条第1項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これが、議案を提出する理由である。

議案第41号、平成28年熊本地震により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について。平成28年熊本地震により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、平成28年熊本地震により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の軽減及び免除について定めることにより、被災した納税義務者の生活再建を支援するため本条例を定める必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第42号、御船町税条例等の一部を改正する条例の制定について。御船町税条例等の

一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、地方税法施工規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、御船町税条例等の一部を改正する必要がある。これが議案を提出する理由である。

議案第43号、御船町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について。御船町土地開発基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、公共用地先行取得を目的に設置された御船町土地開発基金は御船町開発公社の解散により活用見込みがないことから本条例を廃止する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第44号、御船町学校給食共同調理場設置条例の制定について。御船町学校給食共同調理場設置条例を別紙のとおり制定する。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、御船町学校給食共同調理場の設置について条例で定める必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第45号、御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い本条例を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、少し詳細な説明を行いたいと思います。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。御専第3号です。この概要から申し上げます。町道敷きにおける車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定したものであります。相手方です。熊本県熊本市南区島町3丁目9-2 エトワール島203 加納もとひろさんです。損害賠償額については3万8,237円、事故状況より対応については、この事故につきましては平成28年11月3日午前8時頃、町道荒瀬妙見坂線を通行中に道路の亀裂部分を避けようとした車両が左側を通行しようとしたが、段差にフロント右タイヤ付近が接触したものであります。そのためにタイヤ及びホイールを破損したものでありまして、相手方との協議により示談を行ったものです。示談日は平成29年2月20日となっております。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。議案第39号です。工事請負契約の締結について。まず、工事名を申し上げます。町道古閑迫線支線本線を含みます。道路災害復旧工事、工事の理由です。平成28年4月の熊本地震により道路が被災し通行の支

障となることから、道路災害復旧事業により復旧を行うものです。工事場所は御船町大字上野地内です。契約金額8,002万8,000円です。契約の相手方です。上益城郡御船町大字滝尾、明和建設㈱です。詳細な位置図、箇所図につきましては議案説明書の1ページから3ページを御覧いただきたいと思います。

続きまして、議案第40号、6ページになります。同じく工事請負契約の締結についてであります。工事名、普通河川山出川河川災害復旧工事です。同じく熊本地震により河川が被災し維持管理上支障となることから河川災害復旧費用により、その復旧を行うものであります。工事場所につきましては御船町大字陣地内であります。契約金額が6,717万6,000円です。契約の相手方、上益城郡御船町大字滝川、㈱東生企業。同じく議案説明書の4ページから6ページに位置図及び箇所図を掲載しております。

続きまして、議案第41号、議案書の8ページからになります。平成28年熊本地震により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の減免の特例に関する条例です。第1条に趣旨を示しております。第2条に固定資産税の減免、第3条に申請の特例、第4条で被災住宅用地の申告の特例、第5条で減免の取り消し、第6条で委任事項を規定しております。

今回、固定資産税の減免につきましては平成28年度と同様に被害を受けたことが明らかである場合、これは平成29年度分についても今回は職権で減免をするものであります。

続きまして、議案書の11ページからとなります。御船町税条例等の一部を改正する条例であります。今回は、主に軽自動車税にかかるグリーン化特例の適用期間の見直しが省令の改正が行われた関係で条例を改正する必要があるというものでありまして、現行の期間である平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した車両に対し、その期間を延長がされています。2年間延長されておりますので平成29年4月1日から平成31年3月31日まで、この取得分に係る軽自動車について環境性能の割りあげをして、減じて活用するという内容になっています。

続きまして、議案書の21ページとなります。御船町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてであります。提案理由にもありましたとおり、本来、御船町開発公社との連携を想定した目的基金であったのですが、これまでの実績としては、この基金を活用したことはありませんでした。また、この基金からは一般会計を通さず直接買い取りができる額なんですけれど、事業をする際には、また同様の金額をその基金に積み立てる必要があります。そういった観点からも一般会計に与える影響も少なからずあります。また、現

に必要な公用地につきましては、公共用地先行取得事業債等を用いて購入する方法を行っております。そういった関係から本来の基金の目的、必要性が結果として乏しくなっているという状況にありまして、今回それらを廃止することによって取り崩しをし財調等への積み立てを行い、この復旧復興のために使うならばというようなところで、今回廃止条例を提出しております。

続きまして、議案書の23ページになります。議案第44号です。御船町学校給食共同調理場の設置条例の制定です。この条例につきましては4月1日からの運用を目指しております給食センターに係るものでありまして、第1条でその目的、第2条で名称及び位置、第3条でそれに関わる職員、第4条でその職員の職務、第5条において給食センターの運営を適正かつ円滑に行うための運営委員会に関する規定、第6条で規則等への委任ということで定めております。

続きまして議案の第45号、26ページからになります。御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主に非常勤職員の育児休業に関する規定と部分休業に関する規定を行った改正であります。これも関係法令の改正に伴います条例の改正になります。第2条の2あたりで、養育の対象となる子を養育している者としての条例で定める者の規定、第3条では休業法の法律に定める但し書きの条例で定める特別な事情に定める規定の改正。育児休ができない職員ということになります。さらに、第19条以降、非常勤職員の部分休業に関する取り扱いを定めたものということになります。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第10号）について

日程第12 議案第47号 平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
について

日程第13 議案第48号 平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第14 議案第49号 平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第15 議案第50号 平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第51号 平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

日程第17 議案第52号 平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（井本昭光君） 日程第11、議案第46号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第10号）について」から、日程第17、議案第52号、「平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）について」まで、7件を一括して上程します。

提出者からの、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第46号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第10号）。平成28年度御船町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億8,356万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債補正。第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

議案第47号、平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成28年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億907万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,166万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第48号、平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成28年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,980万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,147万6,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分ごと及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第 2 条、債務負担の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

議案第49号、平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）。平成28年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,247万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億7,314万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分ごと及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案第50号、平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）。平成28年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億2,256万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億3,787万1,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第 2 条地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

議案第51号、平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。平成28年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億4,269万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億4,033万9,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第 2 条地方自治法第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

地方債補正。第 3 条、地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債補正」による。

議案第52号、平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）。

総則。第1条、平成28年度御船町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成28年度御船町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入第1款、水道事業収益、補正額861万7,000円。合計3億3,004万6,000円。支出1款、水道事業費、補正額258万3,000円。合計4億2,001万3,000円。資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,834万4,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入第1款、資本的収入、補正マイナス425万円。合計1,716万3,000円。支出第1款、資本的支出、補正額マイナス1,870万円。合計1億3,550万7,000円。

○企画財政課長（藤本龍巳君） それでは補正予算の説明をいたします。

議案第46号、一般会計補正予算（第10号）の議案書をお手元にお開きください。7ページです。繰越明許費となっております。7ページから8ページにかけまして、翌年度に繰り越します事業、それから費用をここに掲げております。総額で75億1,480万1,000円となります。これを29年度で執行するという形になります。

9ページから債務関係補正です。9ページは単年度のもので、4月1日から契約を履行しますので債務負担行為を設定するというものです。それから10ページ、11ページは同じく債務負担行為ですが、複数年に渡るもので主にリース契約となっております。12ページ、13ページが地方債補正です。その中で277万2,000円の増額ということです。補正増の額が50億1,550万円。これを50億1,727万2,000円と増額をするものです。14ページ御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書となります。補正後の大きなものから説明をまいります。款の名称、それから補正額、補正後の金額というように読んでまいります。

1款、町税、2,811万6,000円、12億8,467万4,000円です。個人町民税の2,047万5,000円の増、それから固定資産税の806万4,000円の増が主なものです。

10款、地方交付税、1億3,756万4,000円。32億6,415万円です。

12款、分担金及び負担金、6,262万6,000円の減額です。予算減額が1億3,140万4,000円

です。主なものは農地等災害復旧費分担金の1,424万8,000円の減。宅地耐震化事業受益者負担金の478万5,000円の減。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者負担金の1,748万4,000円の減、こういったものが主なものとなります。

14款の国庫支出金です。6億7,494万7,000円の減です。補正後が55億3,754万5,000円です。主なものは公共土木施設災害復旧費国庫負担金が6億5,790万円減額です。社会教育施設災害普及事業費国庫負担金これが1億6,080万9,000円の減ということです。

15款です、県支出金6億9,922万9,000円の増となります。増額後の予算額が43億2,996万3,000円です。主な内容としまして農地、農業用施設災害復旧費県負担金が5億1,754万2,000円。被災農業者向け経営者育成支援事業補助金2億4,323万6,000円です。

19款、繰越金1億4,953万8,000円を減額ということになります。減額後の予算額が8,988万5,000円です。

合計の補正額が2,169万4,000円です。補正後が216億8,356万4,000円です。

次に15ページ歳出に移ります。1款、総務費。2億1,922万3,000円です。補正後の金額が20億3,331万1,000円です。

財政調整基金の積立金2億6,113万9,000円です。基金の積み戻しです。

3款、民生費です。8,047万4,000円の減額です。災害救助費関係の需用費、食糧費ですけれども、9,300万円減額です。

住宅応急修理費、こちらは追加となりますけれども8,640万円、災害援護資金の減額で5,260万円減額をしております。補正後が39億1,978万1,000円です。

4款、衛生費です。今回4億4,213万7,000円を増額補正です。補正後の金額が38億3,654万8,000円です。震災に係ります廃棄物処理委託料を4億3,813万5,000円追加をしております。解体工事が順調に進捗したということです。

5款、農林水産業費です。2億9,229万2,000円です。主なもの、被災農業者向け経営者育成事業補助金3億1,308万8,000円です。補正後の金額が17億7,856万6,000円です。

6款、商工費です。1億1,609万7,000円増。これは、いろいろな特別会計の繰り出し金となります。1億2,331万6,000円です。地方創生関係補助金を一般会計で受けて特別会計のほうに繰り出しますけれども、商工費の中から繰り出すということとなります。

10款です、災害復旧費です。8億5,752万3,000円の減額ということです。減額後の予算減額が68億739万3,000円です。主な内容は、農地災害復旧費が補助経費4億5,848万9,000

円追加です。農業用施設災害復旧工事請負費6,936万5,000円。公共土木施設災害復旧費補助経費、これは減額となりますけど12億6,013万6,000円です。これが主な内容となります。都合、補正額全体ですけれども、2,169万4,000円です。補正後216億8,356万4,000円ということです。

次に、議案第47号です。国民健康保険事業特別会計補正予算となります。国庫会計の特別会計予算です。5ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入です。1款、国民健康保険税です。1億912万1,000円の減ですけれども、震災に伴います減免です。補正後の金額は3億851万9,000円。

5款、国庫支出金です。1億8,468万7,000円です。主な内容としまして、国保税減額しておりますが補填です。補正後の金額が8億3,970万4,000円です。

6款、前期高齢者交付金で2,090万円です。見込額に合わせて補正をしたということです。6億2,456万2,000となります。

7款、県支出金。5,012万2,000円減額です。これも実績に合わせて補正をしたということです。

補正の合計が1億907万円ちょうどです。補正後が29億6,166万2,000円です。

6ページ御覧いただきたいと思います。歳出となります。2款、保険給付費です。1億2,255万1,000円の追加となります。補正後の金額が18億6,378万7,000円です。

7款、共同事業拠出金。3,141万6,000円減ということです。補正後の金額が6億4,396万9,000円となります。合計が1億907万円丁度です。補正後の金額が29億6,166万2,000円となります。

続きまして、議案第48号、介護保険事業特別会計補正予算となります。4ページ御覧いただきたいと思います。債務負担行為の補正をいたしております。5ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書です。1款、保険料。9,256万4,000円を減額。震災によります介護保険の減免ということです。補正後の結果が予算2億2,582万8,000円です。国庫支出金8,213万7,000円です。今、災害が発生いたしましたために臨時の補助金が出ております。特例の補助金、補正後の金額が5億1,819万6,000円です。全体として1,980万1,000円の増、補正後の金額が18億2,147万6,000円です。

6ページお願いいたします。歳出となります。2款、保険給付費1,000万円の増。補正後の金額が15億9,418万円丁度です。

それから、3款、地域支援事業費402万円減額、補正後は1億2,441万5,000円です。補正合計額1,980万1,000円です。補正の金額が18億2,147万6,000円となります。

次に、議案第49号、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）となります。議案書をお開きください。4ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書です。主なものです、1款、後期高齢者医療保険料これは2,844万5,000円の減額となります。決算見込額に合わせて補正したものです。補正の金額が9,040万2,000円となります。合計補正額が3,247万4,000円の減額となります。補正後の金額が1億7,314万4,000円です。

5ページに移ります。歳出となります。2款、後期高齢者医療広域連合納付金3,106万8,000円の減額です。補正の金額は1億5,901万1,000円です。合計補正額が3,247万4,000円の減額となります。補正後の金額が1億7,314万4,000円です。

続きまして、議案第50号です。緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）です。4ページ御覧いただきたいと思います。繰越明許費です。吉無田高原のキャンプ場施設整備額が1億2,331万6,000円ですけれども、平成29年度に繰り越して執行するということです。

5ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入です。4款です。一般会計からの繰入金として1億2,262万円です。補正後の金額が1億3,563万9,000円です。合計欄です、補正額が1億2,256万円。補正後の金額が1億3,787万1,000円です。

議案第51号です。公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）となります。4ページ御覧いただきたいと思います。繰越明許費です。公共下水道の環境築造及び災害復旧事業、これにつきましては繰り越して実施するということで額が9,277万4,000円です。

次の5ページですけれども、地方債の補正をしております。補正前の額よりも7,350万円減額をして1億1,200万円の起債をしているということです。

続きまして6ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書です。国庫支出金です。1億6,843万6,000円の減ということです。補正後の金額が7,166万4,000円です。災害復旧事業費が確定したことによります国庫負担金の減ということです。合計欄が2億4,269万4,000円の減、補正後の金額は5億4,033万9,000円ということです。

7ページです、歳出となります。2款の施設整備費です。2億3,810万5,000円の減額です。減額後の補正後の金額が1億3,660万3,000円です。合計欄です。全体で2億4,269万4,000円の減額、補正後の金額が5億4,033万9,000円となります。

議案第52号です。水道事業会計補正予算（第5号）です。2ページを御覧いただきたいと思います。皆さん、ページが閉じた部分になっておりまして多少見づらうございますけれども2ページ御覧いただきたいと思います。第4条で債務負担行為を補正をしております。仮設の賃借料80%のと50%のと、それぞれ計上いたしております。

次のページが説明資料になります。まず、3ページ、4ページが収益的収入及び支出の部分の収入となります。水道事業収益のところ全体で861万7,000円の増となります。営業収益のところ水道料金は450万円の減額となります。ただし営業外収益のところ1,013万円の増額、これは災害復旧費の補助にありますので、都合の861万7,000円の増額補正ということです。

4ページになります、支出の方です。今、水道事業の引き落としで今回258万3,000円の補正をいたしております。営業費のところ258万3,000円。1目は原水及び浄水費のところで、受益料110万円増額補正。2目で排水及び給水費のところで材料費300万円の増額をしております。これが主なものです。

続きまして5ページから6ページにかけまして、資本的収入及び支出の項目になります。5ページが収入の部分です。資本的収入の項目で全体で425万円の減額です。国庫補助金の減額がその内容というところです。災害の査定後に金額が確定しましたので国庫補助金425万円を減額するというものです。支出の方です。資本的支出1,870万円減額ですけれども、建設改良費のところで工事請負費1,870万円、これを減額というものです。

以上で補正予算七会計の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第53号 平成29年度御船町一般会計予算について

日程第19 議案第54号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第20 議案第55号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計予算について

日程第21 議案第56号 平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第22 議案第57号 平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

日程第23 議案第58号 平成29年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

日程第24 議案第59号 平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

日程第25 議案第60号 平成29年度御船町水道事業会計予算について

○議長（井本昭光君） 日程第18、議案第53号、「平成29年度御船町一般会計予算について」から日程第25、議案第60号、「平成29年度御船町水道事業会計予算について」まで8件を一括して上程をします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第53号、平成29年度御船町一般会計予算。平成29年度御船町一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139億9,237万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

議案第54号、平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計予算。平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億592万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は1億円とする。

議案第55号、平成29年度御船町介護保険事業特別会計予算。平成29年度御船町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,886万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第230条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は1億円とする。

議案第56号、平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算。平成29年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,057万5,000円

とする。

2 項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は1,000万円とする。

議案第57号、平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計予算。平成29年度御船町緑の村運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,545万8,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は500万円とする。

議案第58号、平成29年度御船町公共下水道事業特別会計予算。平成29年度御船町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億7,590万2,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債、第 2 条、地方自治法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

一時借入金、第 3 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は 2 億円とする。

議案第59号、平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算。平成29年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,523万5,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は1,000万円とする。

議案第60号、平成29年度御船町水道事業会計予算。

総則、第1条、平成29年度御船町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。収入、第1款、水道事業収益3億2,306万2,000円。支出、第1款、水道事業費用3億2,306万2,000円。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,372万4,000円は過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。収入、第1款、資本的収入9,707万6,000円。支出、第1款、資本的支出2億1,080万円。

○企画財政課長（藤本龍巳君） それでは当初予算の説明をしてまいります。

議案書お手元にお持ちください。議案第53号です。一般会計予算について説明いたします。一般会計予算総額は139億9,237万6,000円です。平成28年度当初予算と比較しますと66億1,854万1,000円。率としまして89.8%の増となります。歳入歳出の主なものを説明いたします。まず、歳入からです。13ページ御覧いただきたいと思います。1款、町税です。町民税が1億1,757万9,000円減の4億5,525万円を計上しております。固定資産税です。554万9,000円増の6億7,472万円丁度です。合計1億284万8,000円減の13億157万3,000円を計上いたしております。

14ページになります。2款、地方贈与税です。地方贈与税関係につきましては平成29年度地方財政対策の概要、それから平成28年度の贈与税の見込みによりまして、地方揮発油贈与税が300万円増の2,400万円。自動車重量贈与税、これは前年と同額の5,400万円。あわせて7,800万円を計上いたしております。

6款、15ページに移っていただきたいと思います。地方消費税交付金です。こちらも平成29年度地方財政対策の概要から前年度と同額と認めまして2億9,400万円を計上しております。

10款、地方交付税です。16ページになります。普通地方交付税は前年度同額に、今年から緊急経済対策の償還分について交付税措置がされますのでその分2,000万円を加えたところで今回22億7,000万円を計上いたしております。それから、その下です。説明のところを御覧いただきたいと思いますけれども、特別交付税です。これにつきましても前年度と

同額にルール分7,100万円を加味いたしまして1億9,172万円。合計24億6,172万円を計上しています。12款の分担金負担金ですけれども、17ページに移ります。公立それから私立の保育園料、すべて合計しまして8,291万3,000円となっております。

同じく17ページですけれども、老人ホームの入所負担金が1,183万4,000円。こういったものを合わせまして1億1,228万9,000円を計上しています。

13款です。18ページにうつります。使用料手数料となります。4款の目の土木使用料のところすけれども住宅使用料、4,510万1,000円です。同じページの5目教育使用料のところ5節になりますけれども、博物館の観覧料です。1,662万円です。合計しまして8,147万6,000円となりました。14款、国庫支出金です。19ページ御覧いただきたいと思います。1項の国庫負担金、2目、民生費国庫負担金のところす。1節、児童福祉国庫負担金です。子どものための教育、保育給付費ですけれども1億5,812万5,000円です。次の9節のところすけれども、障がい者自立支援給付費国庫負担金、1億4,337万3,000円です。

20ページに移ります。3目、災害復旧費国庫負担金の中で、1節の公共土木施設災害復旧国庫負担金です。11億8,600万円です。2節、文教施設災害復旧事業費国庫負担金1億7,687万5,000円となっております。

21ページに移っていただきたいと思います。2目、民生費国庫負担金、6節の清掃費補助金です。災害廃棄物の処理事業費補助金で19億102万2,000円となっております。

以上、合計の42億4,705万8,000円を計上いたしております。

15款、県支出金です。23ページをあけていただきたいと思います。1項、県負担金、4目、災害復旧費県負担金です。農地農業用施設災害復旧費負担金で1億9,135万5,000円です。合計、県支出金が10億8,831万2,000円です。

16款です。財産収入となります。26ページをあけていただきたいと思います。1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入です。1節、土地建物貸付収入ということで120万4,000円を計上しています。財産収入合計で163万8,000円計上ということです。

18款です。繰入金です。27ページを御覧いただきたいと思います。1項、基金繰入金。1目、財政調整基金繰入金です。4億7,600万円。10目、ふるさと応援基金繰入金が3,745万4,000円を計上しております。

21款、町債となります。31ページになります。土木債が3億6,190万円となります。3目の土木債3億6,190万円です。5目の臨時財政対策債、これが2億3,000万円。同じく31ペ

ーの 6 目になりますけれども、災害復旧事業債27億7,370万円となります。合計の町債35億4,440万円ということになります。

次に歳出です。33ページ御覧いただきたいと思います。1款、議会費です。1節、報酬、議員報酬です。14名の報酬が4,182万円です。34ページ御覧いただきたいと思います。委託料です。423万6,000円です。この中には会議録の作成委託料273万6,000円が入っています。合計で議会費が1億857万5,000円です。2款、総務費にまいります。35ページ御覧いただきたいと思います。1節の報酬のところで、嘱託員報酬2,483万円です。38ページ御覧いただきたいと思います。19節の負担金補助及び交付金のところですが、下から3行目、熊本地震災害に係ります中長期的な事務的支援に係る負担金ということで5,986万円を計上しております。42ページをお願いいたします。19節の負担金補助及び交付金ですが、地方バス運行等特別対策補助金1,982万6,000円です。コミュニティーバス運行補助金1,188万円です。44ページです。電子計算費になりますが、14節の使用料及び賃借料のところでシステムソフト使用料2,518万円です。合計の総務費で9億909万4,000円を計上いたしております。3款、民生費となります。55ページを御覧いただきたいと思います。一番上になります繰り出し金です。国民健康保険特別会計繰り出し金が2億7,502万円です。介護保険特別会計の繰り出し金が介護分が2億5,115万7,000円です。次のページです。老人ホーム入所措置費、こちらが20節の扶助費のところですが、9,436万2,000円です。59ページ御覧いただきたいと思います。19節の負担金補助及び交付金で、臨時福祉給付金2億3,250万円計上しています。61ページです。20節の扶助費です。子ども医療費5,618万5,000円。同じく2目の児童措置費のところで児童手当2億7,896万5,000円を計上しております。63ページ御覧いただきたいと思います。負担金補助及び交付金のところです。私立保育所それから認定子ども園の運営費が4億8,000円を計上しております。合計の2億9,656万9,000円の増、率にして11.1%増の29億7,893万6,000円を民生費で計上しております。4款、衛生費となります。68ページ御覧いただきたいと思います。委託料になります。13節、委託料です。検診、健診、検査委託料、2,468万8,000円です。

71ページ御覧いただきたいと思います。2項、清掃費、2目、塵芥処理費、13節の委託料のところですが、ここは震災に係ります廃棄物処理関係の委託料38億149万3,000円です。同じページの19節、2目の塵芥処理費の中の19節、負担金補助及び交付金で御船町甲佐町衛生施設組合負担金が1億8,235万6,000円となっております。3目、し尿処理費、

19節の負担金補助及び交付金ですけれども御船地区衛生施設組合の負担金ということで5,707万5,000円です。以上、衛生費43億1,005万8,000円を計上しております。

続きまして、5款、農林水産業費です。76ページを御覧いただきたいと思います。1項、農業費のところですが、19節、負担金補助及び交付金ですけれども、多面的機能支払い交付金で5,275万6,000円です。79ページ御覧いただきたいと思います。1項、農業費、14目の中山間地域等支払制度事業費で19節となります。中山間地域等直接支払い交付金6,979万7,000円を計上しています。同じく79ページになりますけれども、15目の地籍調査事業費です。13節の委託料のところになります。真ん中の行になります、地籍調査一筆確定測量委託料2,240万円を計上しております。合計の農林水産業費3億3,533万6,000円となります。

6款、商工費となります。82ページ御覧いただきたいと思います。28節の繰り出し金のところで、緑の村特別会計が繰り出し金982万4,000円を計上しています。84ページ、19節です負担金補助及び交付金のところですが、御船があっぱ祭り振興会補助金が596万6,000円となっております。合計の商工費8,159万7,000円となっております。

7款、土木費、87ページ御覧いただきたいと思います。2項の土木道路橋梁費のところですが、委託料、ここで1億830万円計上しておりますけれども、こちら上野インターの整備にかかります委託料ということです。合計の1億830万円を計上しております。それから、同じページの15節です。防衛施設周辺整備事業工事請負費3,500万円としておりますけれども、ここは吉無田線の工事請負費となります3,500万円です。同じページの橋梁新設改良費のところですが、13節、設計委託料750万円これは四宮橋の設計委託料ということになります。91ページ御覧いただきたいと思います。一番上のところになりますけれども、5項の受託、3目の災害公営住宅建設費のところですが、17節、公有財産購入費です。ここで2億9,200万円の予算を計上しております。災害公営住宅の建設予定地の用地取得となります。土木費の合計が9億8,083万4,000円となります。

8款の消防費です。91ページ御覧いただきたいと思います。1項、消防費、1目の非常費消防費ですが、委託料のところ、説明欄の上から2行目のところですが、防災行政無線設計委託料995万4,000円。同じく委託料が一番下です。地域防災対策調査検討業務委託料となっておりますけれども、地域防災計画の見直しに係ります経費ということで1,166万4,000円を計上しています。

93ページ御覧いただきたいと思います。一番上の工事請負費のところでは、5,500万円計上しておりますけれども、県の復興基金を活用しました事業で、消防団詰所等災害復旧工事請負費ということです。5,500万円を計上しております。合計、8款、消防費3億6,387万円ということになります。

9款の教育費となります。106ページ御覧いただきたいと思います。負担金補助及び交付金のところですが、一番下の行になります。自治公民館再建支援事業交付金です。この復興基金を活用した事業で1,279万3,000円を予定しております。114ページを御覧いただきたいと思います。7項、文化財費のところですが、19節の負担金補助及び交付金のところ一番下の行になります。地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金、この基金の事業を活用したものです。1,123万4,000円。それから117ページ御覧いただきたいと思います。7項の文化財費の19節の負担金補助及び交付金ところで、恐竜博物館特別展の費用となりますけれども、開催実行委員会の負担金ということで1,500万円ということです。こちらは債務負担金の金額になります。

以上で教育費は6億7,481万6,000円となります。

10款の災害復旧費です。118ページを御覧いただきたいと思います。農林水産業の施設災害復旧工事費、工事費が農地災害復旧費と農業用施設災害復旧費と分かれておりますけれども、工事費だけを合計いたしますと1億9,591万9,000円となっています。

120ページとなります。公共土木施設災害復旧工事請負費ですが、同じように工事請負費だけを合計しますと17億7,900万円となります。それから120ページのところ、文教施設災害復旧工事請負費ですが、学校関係、社会教育関係、合わせまして4億4,175万5,000円円の工事請負費を組まれています。災害復旧費合計で25億6,566万7,000円を当初予算で計上しております。

11款は交際費です。6億7,359万8,000円で前年度よりも11.3%の増となっています。主なものは以上となりますけれども一般会計歳入歳出予算それぞれ139億9,237万6,000円となります。平成28年度から平成29年度へ繰り越されました明許繰越分75億1,480万円も合わせて29年度で執行しているということになります。

次に特別会計です。議案第54号を御覧いただきたいと思います。

6ページ、7ページ併せて御覧いただきたいと思います。新年度予算が、前年度よりも3,002万1,000円減の28億590万9,000円を国民健康保険事業特別会計当初予算に計上しております。

す。

議案第55号となります。介護保険事業特別会計予算となります。

5 ページから 7 ページにかけて御覧いただきたいと思いますが、合計で17億6,886万5,000円の予算を計上しております。昨年度と比較いたしますと、1,438万8,000円です。震災の影響によりまして介護認定を申請する人が若干増えております。こういったことを勘案しまして1,438万8,000円の増を見込んで当初予算を計上したというところです。

56号となります。後期高齢者医療事業特別会計予算となります。4 ページ、5 ページ歳入歳出に併せて御覧いただきたいと思いますが、前年度よりも564万3,000円の増の2億1,057万5,000円を計上しています。

議案第57号となります。緑の村運営事業特別会計予算です。当初予算となります。昨年度よりも240万9,000円の減額で本年の当初予算額が1,545万8,000円となります。率にしますと13.5%の減ということになります。

議案第58号です。公共下水道事業特別会計予算です。5 ページ、6 ページ併せて御覧いただきたいと思いますが、昨年度よりも6,316万2,000円の減ですね。4億7,590万2,000円となっています。

59号です。情報通信基盤施設運営事業特別会計予算です。4 ページ、5 ページ併せて御覧いただきたいと思いますが、平成28年度よりも65万2,000円の減で5,523万5,000円を計上しております。昨年度よりも1.2%の減ということです。

それから議案第60号となります。水道事業会計の予算となります。5 ページ、6 ページ、7 ページにかけて御覧いただきたいと思いますが、収益的収入及び支出のところですが、まず収入の部です。水道事業収益が昨年度より2,526万8,000円の減です。これが、営業収益2,226万8,000円減の3億2,306万2,000円の収益を予定しております。営業収益のところは243万1,000円の減を予定しております。

6 ページ、営業外収益のところを御覧いただきたいと思いますが、2,283万7,000円の減ということでこちらが3,159万1,000円ということになります。以上が収益的収支の収入の部となります。

8 ページから支出の分になります。昨年度より、826万8,000円減の3億2,306万2,000円ということです。営業費用が昨年度よりも625万7,000円減の2億6,552万8,000円。

14ページになりますけれども、営業外費用が昨年度より26万7,000円減の4,720万5,000

円です。以上、収益的収支の支出の部分ですけれども、今年度 3 億 2,306 万 2,000 円を計上しております。

続きまして 16 ページです。資本的収入及び支出のところですが、まず、収入のところですが、資本的収入が昨年度よりも 1 億 2,051 万 6,000 円減の 9,707 万 6,000 円です。学校支出金は 197 万 6,000 円。起業債、こちらは 9,290 万円減ということを予定しています。合計が今年度は 9,707 万 6,000 円の収入を予定しています。支出の部になります、18 ページです資本的支出です。昨年度より 1 億 516 万 3,000 円の減で 2 億 1,080 万円の予算を計上しています。内訳としまして建設改良費で 8,853 万 5,000 円減の 1 億 1,163 万 1,000 円。2 項の起業債償還金のところで 1,660 万 8,000 円減の 9,916 万 9,000 円。繰り返しになりますけれども、合計で資本的支出が 2 億 1,080 万円となります。以上で当初予算の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 26 議案第 61 号 御船町老人憩の家指定管理者の指定について

○議長（井本昭光君） お諮りします。

時間も大変超過しておりますけれども、このまま続けさせていただきます。

日程第 26、議案第 61 号、「御船町老人憩の家指定管理者の指定について」の件を上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第 61 号、御船町老人憩の家指定管理者の指定について。御船町老人憩の家について次のように指定管理者の指定期間の変更をするものとする。提案理由、御船町老人憩の家の指定管理者の指定期間を延長するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、少し詳細な説明を加えさせていただきます。

議案書の 30 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 61 号です。指定期間の変更についてでありますけれども、今回は本来今年の 3 月 31 日までで指定期間が切れることとなっておりましたが、熊本地震等の影響によりまして引き続き公募の形を事務手続きをとることができませんでしたので、今回 1 年間現在の指定管理者に、指定期間の延長を行ってもらおうということで今回提出をしております。なお、その 1 年間の間でその後の運営方針等を含めても検討する予定としています。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第27 議案第62号 御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定について**

○議長（井本昭光君） 日程第27、議案第62号、「御船町コミュニティセンター『ひばり荘』の指定管理者の指定について」の件を上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第62号、御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定について。御船町コミュニティセンター「ひばり荘」について次のように指定管理者を指定するものとする。提案理由、御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の31ページです。議案第62号です。御船町コミュニティセンター「ひばり荘」に係る指定管理者及び指定期間の指定の件です。今回、今年の3月31日まででこの「ひばり荘」の指定期間が切れます。今後、5年間を想定しまして、今現在極めて公益的な事業をしていただいております御船町社会福祉協議会に引き続き5年間の指定をするのが最善だという考えに基づきまして、今回指定管理者としての指定を議案として提出しているものであります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第28 議案第63号 御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について**

○議長（井本昭光君） 日程第28、議案第63号、「御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について」の件を上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第63号、御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について。御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例第4条第2項但し書きに規定する区域外給水を行う措置を別紙のとおりとする。提案理由、御船町水道事業及び簡易水道事業における区域外給水を行うためには、御船町水道事業及

び簡易水道の敷設等に関する条例第4条第2項但し書きの規定により議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の33ページを御覧いただきたいと思います。今回の議案として提出をしておりますのは、現在の水道の認可区域外への給水を行うために条例に基づく議会の議決が必要となります。そのために、今回19世帯の場所に関しまして区域外の給水を行うというために、今回議案として提出しているものです。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 同意第2号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（井本昭光君） 日程第29、同意第2号、「御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の件を上程します。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 同意第2号、御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について。御船町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

- 1、住所 御船町大字陣1462番地
- 2、氏名 荒木誠一
- 3、生年月日 昭和20年5月2日生まれ

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の選任については地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 今、町長から提案の説明がありましたとおりでありますけれど、今回、荒木誠一さんいたしまして継続しての選任ということで、今回、同意案を提出しております。なお、荒木様の経歴等につきましては議案説明書の最後のページ、45ページに主な経歴等を記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（井本昭光君） これもって、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時30分 散 会